

## 水戸殉難者恩光碑保存会会則

### (名称)

第1条 本会は、水戸殉難者恩光碑保存会 と称する。  
又、水戸藩国事殉難者慰霊の会 を別名とする。

### (目的)

第2条 本会は、幕末維新の時、水戸藩諸生派等に所属し国事に奔走して殉難した人々を慰霊し、供養する。

### (行事)

第3条 第2条の目的を達成するため、次のとおり、慰霊法要を行う。

- 1 行事 水戸藩国事殉難者慰霊法要  
場所 祇園寺 茨城県水戸市八幡町11-69  
期日 原則として、隔年の9月
- 2 その他 茨城県内・外の現地慰霊行事（隔年）

### (参列者)

第4条 慰霊法要は、全会員に通知して行う。  
又、来賓として、特別参列者を招待する。  
特別参列者は、事務局会で決める。

### (会員)

第5条 本会は、  
1 水戸藩諸生派の後継子孫、親族、縁者及び本会の趣旨賛同者を会員とする。  
2 会員は年会費を納入する。

### (役員)

第6条 本会を運営するために、次の役員を置く。  
(1)会長 1名 (2)副会長 5名以内  
(3)事務局長 1名 (4)総務 若干名  
(5)会計 1名（通帳代表者） (6)監事 2名

### (役員)

第7条 会長は、総会で選出する。  
副会長、事務局長、総務、会計、監事は、会長の指名により就任する。  
但し、会長に事故ある時は副会長が代行する。  
副会長は、会長を補佐する。  
常務理事は、事務局を担当する。  
任期はいずれも1年とするが、再任は妨げない。

### (顧問)

第8条 本会に、顧問を置くことができ、会長が委嘱する。

### (会議)

第9条 本会を、運営するために、会議を開催する。  
1 総会は 全員に通知して、年1回、定時に開催する。  
但し、必要に応じて開催することができる。  
2 役員会は 全役員が参加し、総会、法要実施案等を協議する。  
3 事務局会は 副会長、役員が参加し、必要事項を協議する。

### (会計)

第10条 本会を、運営するために、会計基準を次のとおり定める。  
1 収入の部  
① 全会員・年会費 ¥2,000円とする  
② その他 寄付金等  
2 支出の部 必要経費を支出する。  
3 会計帳簿 水戸殉難者恩光碑保存会 会計  
4 会計年度 は1月1日に始まり、12月31日に終わる。  
5 会計処理 は会計が担当する。

### (本会所在地)

第11条 本会は、所在地を次の所に置く  
事務局

水戸殉難者恩光碑保存会 事務局

会計

水戸殉難者恩光碑保存会 会計

(設立年月日)

第12条 本会の設立年月日は、平成18年10月22日とする。

(その他)

- 第13条
- 1 この会則は、平成18年10月22日から実施する。
  - 2 この会則は、令和2年4月1日に一部改定する。
  - 3 その他細部の必要事項は、事務局会で協議の上決める。

#### 付則第1号 会費納入について

会則第10条第1項「収入の部」の規定により、会費の納入（お支払い）を戴くことになりました。また、会費の納入を以って入会の手続きとさせていただきますので、郵便局に払い込みをお願い致します。

- 1 年会費 会費は、会計年度（1月1日から12月31日まで）の年会費とし、定時総会後に郵便局の「払込取扱票」をお送りしますので、毎年納入をお願い致します。  
定時総会は、原則とし毎年・3月に行います。  
但し、初年度は、平成18年10月22日から平成19年12月31日までとする。  
全会員の年会費は ¥2,000円

#### 支払方法

- ① 郵便局の振替用紙・払込取扱票に住所、氏名をご記入の上最寄の郵便局にお支払い願います。
  - ② 郵便局の払込受領書を領収書とし、本会より領収書は発行致しません。
  - ③ 会費以上の金額は、寄付金とさせていただきますので宜しくお願い致します。
- 2 法要参加費 慰霊法要参加費については、法要当日受領致します。

#### ※ 入会の手続き方法

- ① 郵便局指定の（払込取扱票）に所定事項を記入して最寄の郵便局に払い込む。
- ② 口座記号番号
- ③ 加入者名 水戸殉難者恩光碑保存会
- ④ 金額 記入
- ⑤ 住所・氏名 記入